

平成21年9月14日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課長	岩	田	輝	寛
企	画課長	藤	田	洋	一郎
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税	務課長	中	村	和	典
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	打	上	俊	雄
農	林水産課長	森	田	利	明
商	工観光課長	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		田	中	敏	男
生涯学習課長兼中央公民館長		谷	口	秀	男
同和对策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		井	手	清	治
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年 9 月14日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 4 号 平成20年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第 2 議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第 3 議案第46号 鹿島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第48号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第49号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第50号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第51号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第53号 財産の取得について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 報告第 4 号

○議長（橋爪 敏君）

日程第 1．報告第 4 号 平成20年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、お手元の議案書の 1 ページをお開きください。

報告第 4 号 平成20年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、平成20年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の開発公社決算書で御説明をいたしますので、御用意をお願いします。

決算書の 1 ページをお開きください。20年度の事業報告でございますが、昨年度は公有地

の取得及び処分は実施をしておりません。

理事会の開催状況、監査の状況につきましては、御参照をいただきたいと思います。

2 ページは、20年度末現在の役職員構成でございます。事務局は財政課が行っております。

3 ページをお開きください。

まず、収入について御説明をいたします。

事業外収入の利息収入として、予算額258千円に対し、決算額261,740円となっております。これは定期預金の運用利息収入等によるものでございます。

4 ページをごらんください。

このページは、支出の決算となっております。

合計額258千円の予算に対し、100,890円の決算で、157,110円の残となっております。

支出の内訳といたしましては、旅費が94,260円、これは監査委員の費用弁償及び副市長が理事として参加をいたしました九州地区土地開発公社連絡協議会の総会の旅費でございます。

役務費の630円は、銀行振込手数料でございます。

負担金補助及び交付金の6千円は、先ほど説明をいたしました九州地区土地開発公社連絡協議会総会の出席負担金となっております。

5 ページをお開きください。

損益計算書でございます。3項目めの販売費及び一般管理費、事業損失は96,372円、これは、前ページで説明をいたしました支出決算額の100,890円から、消費税の4,518円を差し引いた金額がここに計上されております。

4項目めの事業外収益、受取利息が261,740円、これは預金の利息収入でございます。

事業外費用、雑損失の4,518円は消費税でございます。

經常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引きしました160,850円となり、この利益は、平成21年度へ繰り越し、準備金として整理をいたしております。

6 ページをごらんください。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として資産合計36,043,311円を市内の金融機関へ預金として保管をしております。

負債の部についてはございません。

資本の部の基本金、基本財産は定款に規定をしてあります1,500千円でございます。

準備金は、平成19年度から前期繰越準備金が34,382,461円、当期純利益が160,850円、準備金合計が34,543,311円となっております。資本合計、負債資本合計は、基本財産の150千円を加え36,043,311円となっております。

7 ページをお開きください。

準備金の計算書でございます。

8 ページ、9 ページは、決算の監査意見書の写しでございます。

10ページは附属資料として基本金の明細書、11ページは現金残高表となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第45号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

おはようございます。議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算について御説明を申し上げます。別冊の決算書で説明をいたします。

この認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

まず、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

決算報告書でございますが、予算額、決算額とも消費税込みで記載をいたしております。

それでは、収益的収入について御説明を申し上げます。

第1款. 事業収益の予算額558,786千円に対し、決算額555,441,684円でございます。前年度と比較いたしますと、8,830,201円の減収となっております。

営業収益は543,203,524円で、前年度より10,445,995円減収いたしております。

営業外収益は12,238,160円で、前年度より1,575,794円の増収となっております。

次に、収益的支出について御説明を申し上げます。

第1款. 事業費は、予算額532,089千円に対し、決算額は494,926,185円で、前年度より12,574,385円の減額となっております。

営業費用は前年より9,671,267円減の324,491,081円で、営業外費用は前年より2,903,127円減の170,435,104円でございます。

この結果、事業収益から事業費用を差し引き、仮払消費税及び消費税納付額を加減いたしますと、5ページの損益計算書に記載をいたしておりますとおり、当年度純利益は、5ページの下から3段目でございますけれども、57,592,831円となります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

第1款. 資本的収入は予算額488,349千円に対し、決算額は478,855,400円で、前年度より290,369,390円の増額となっております。これは繰り上げ償還等に伴う借りかえ企業債等の増額によるものでございます。

次に、資本的支出は、予算額992,852千円に対し、決算額は968,821,525円で、前年度と比較いたしますと501,187,050円の増額となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額489,966,125円は、3ページの下段のほうに書いておりますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,166,583円、過年度分損益勘定留保資金92,107,059円、当年度分損益勘定留保資金190,930,560円及び減債積立金より203,761,923円により補てんをいたしております。

5ページをお開きください。

5ページは、損益計算書でございます。

この計算書は、消費税を省いた額で記載をいたしております。

営業収益は517,824,106円、前年度より9,211,783円の減収でございます。

営業費用は321,460,313円で、前年度より9,557,402円の減額となっており、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は196,363,793円でございます。

次に、営業外収益は、決算額12,238,253円で、前年度と比較いたしますと1,615,799円の増額となっております。

これの主なものといたしましては、受取利息及び配当金等の増によるものでございます。

営業外費用は151,009,215円であり、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、先ほど申しました57,592,831円の経常利益が生じております。

6ページは剰余金計算書でございます。

利益剰余金について御説明を申し上げます。

減債積立金は、前年度末306,963,247円に、前年度の純益50,850,211円を加え、当年度分処分額203,761,923円を差し引き、当年度末残高は154,051,535円となっております。

建設改良積立金は、前年度末135,612,699円で、当年度末も同額でございます。よって、積立金の合計は289,664,234円でございます。

次に、未処分利益剰余金でございますけれども、前年度からの繰越利益剰余金は48,184,801円に当年度純利益57,592,831円を加え、105,777,632円となります。

次に、6ページ下段から7ページにつきましては、資本剰余金でございます。

まず、工事負担金でございますけれども、当年度は発生額がなく、前年度末と同じく166,828,783円でございます。

新設負担金は、給水装置工事申請時にメーター新設負担金としていただくもので、当年度

発生額は3,310千円、当年度末残高は217,581,836円となっております。

次に、7ページをお開きください。

工事補償金は、他事業に伴う支障配水管の布設がえ等に対する工事補償金でございます。当年度発生額は1,867千円で、当年度末残高は444,802,453円でございます。

これの主なものとしたしましては、国道改良公共下水道事業等に伴うものでございます。

他会計負担金は、当年度発生額は26,251千円でございます。これは消火栓の設置に対する一般会計からの負担金で、当年度末残高は123,996,065円でございます。

国庫補助金は、当年度は発生額はなく、年度末の残高は1,559,099,214円でございます。

他会計補助金も当年度は発生額はなく、当年度末残高は1,042千円であります。

よって、翌年度へ繰り越す資本剰余金は2,593,386,450円でございます。

8ページをお開きください。

利益剰余金計算書でございます。

当年度末処分利益剰余金は105,777,632円で、財政基盤確立のため、減債積立金に積み立てることといたしております。

次に、9ページから10ページをお開きください。

貸借対照表について説明を申し上げます。

まず、資産の部でございますが、固定資産は有形固定資産で7,864,356,380円でございます。無形固定資産は4,919,200円で、有形、無形を合わせた固定資産の合計は7,869,275,580円でございます。

なお、固定資産の詳細につきましては、決算書の29から30ページのほうへ記載をいたしておりますので、御参照ください。

次に、流動資産でございますが、現金預金は409,584,163円でございます。これの内訳につきましては、18ページのほうに資金収支表として資料をつけておりますので、御参照をしてください。

未収金の総額は21,907,939円でございますが、これは現年度、過年度分の水道料金であり、3月末の決算となります。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産の合計は432,066,752円となっております。

繰延勘定はございません。よって、貸借対照表の借方である資産の合計は8,301,342,332円でございます。

次に、貸方の説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

負債の部で、固定負債は前年度末残高が4,876,278円ございましたが、20年度は支出20,000千円のうち、退職給与金15,803,356円を支払い、残額4,196,644円を積み立てた結果、固定負債は9,072,922円となっております。

流動負債の未払金は9,289,335円で、主なものは3月分の動力費や消費税等でございます。なお、未払費用の205千円は宿日直委託料で、4月の支払い分でございます。

その他、流動負債は預かり下水道使用料で、流動負債の合計は27,551,964円、固定負債と流動負債を合わせた負債の合計は36,624,886円となっております。

資本の部について御説明を申し上げます。

資本金のうち、自己資本金は1,397,720,854円で、前年度より215,817,923円の増でございますが、これの主なものには減債積立金からの振りかえでございます。借入資本金は企業債で前年度末残高は4,293,830,480円でありましたけれども、20年度に借り入れました企業債が433,800千円、償還金が849,462,204円で、本年度末残高は3,878,168,276円となっております。剰余金は先ほど御説明をいたしましたので、省略させていただきます。

よって、資本合計は8,264,717,446円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は8,301,342,332円となり、9ページで説明をいたしました資産合計と一致いたしております。

次に、11、12ページは、平成20年度鹿島市水道事業報告書で、事業の概況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

13ページ、ここは議会の議決事項、起債許可申請、職員に関する事項を記載いたしております。

14ページをお開きください。

ここには配水管の新設工事及び改良工事の概要を記載しておりますので、御参照ください。

15ページをお願いいたします。

業務量でございますが、給水人口は2万7,504人で、前年度より161人減少をいたしております。給水戸数は9,317戸で、前年度より41戸増加いたしております。

年間配水量は313万483立方メートルで、前年度より8,892立方メートル減少いたしております。

有収水量は248万9,744立方メートルで、前年度より3万4,398立方メートルの減少となっております。

その結果、有収率は79.5%となり、前年度より0.9ポイントの減少となりました。

事業収入及び事業費に関する事項は、消費税抜きで記載をいたしております。

事業収入は530,062,359円、前年より8,320,252円の減収となっております。

給水収益は506,902,793円、前年度より9,422,782円の減少となっております。

給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は203円60銭で、前年度より95銭減少をいたしております。

16ページをごらんください。

営業費用について御説明を申し上げます。

営業費用は、前年度より9,557,402円減の321,460,313円でございます。

営業外費用は、前年度より5,505,470円減の151,009,215円、結果、事業費は472,469,528円で、前年度より150,062,872円の減額となっております。

また、給水原価は189円62銭で、前年度より3円06銭減少をいたしております。

17ページをお開きください。

17ページは、契約金額が10,000千円以上の工事は4件でございます。

次に、真ん中のほうに企業債について説明を申し上げます。

企業債は、433,800千円の借入金のうち27,600千円は、機械・電気・計装設備等の更新事業、38,000千円は配水管施設整備費、368,200千円は公営企業借換債として借り入れたものでございます。本年度末残高は3,878,168,276円でございます。

18ページをごらんください。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費、交際費について記載をいたしております。

次に、棚卸資産購入限度額に対する決算額は、限度額6,241千円に対し、決算額は3,187,506円となっております。これは新品メーター、修繕メーターの購入費でございます。

資金収支表は、受入資金、支払資金の状況でございますが、これは現金の動きをあらわしたもので、差し引き409,584,163円は貸借対照表のほうで説明いたしましたとおり、現金預金でございます。

19ページをごらんください。

ここに平成20年度の補てん財源の説明をいたしております。

3ページのほうで御説明を申し上げましたとおり、不足額489,966,125円の補てんの明細でございます。

20ページは不課税収入明細書で、地方公共団体の企業会計において、補助金や出資金等の特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に、仕入れ控除額は調整されます。そのために、特定収入の用途について記載をいたしております。

21ページから25ページにつきましては、収益的費用の明細書をつけております。

26ページから28ページにつきましては、同じく資本的収支の明細でございます。

29ページから30ページにつきましては、これは固定資産の明細書でございます。

9ページから10ページで説明申し上げました貸借対照表で説明をいたしましたとおり、有形、無形固定資産の詳細を記載いたしております。

それから、31ページから36ページまでにつきましては、企業債の明細書でございます。

今後とも、有収率及び収納率の向上や経営基盤強化に努め、安心・安全、安価な水道水の供給に努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

それでは、質疑に入りますが、本議案は決算審査特別委員会での審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。質疑ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

おはようございます。大綱質疑をいたします。

課長の先ほどの報告にありましたように、安全・安心な、しかも安い、おいしい水を供給されておるということについては、一市民として感謝申し上げたいというふうに思っております。

そういう中で、非常に安いですね、鹿島市の隣接市町村に比べれば、西部水道企業団あたりの単価に比べれば非常に安くて、しかも評判のいい水が市民として常に安心して供給されておるということについて、やはり鹿島市はいいまちだという評判があるかもしれません。やはり水事情から考えれば、よその地域に比べれば、現在ダムの水じゃないしということで、非常に評判がいいというふうに考えております。

また、監査委員の報告その他書類で見ますと、数字的にも収益的にも、あるいは有収率の問題その他について、完全に数字的にはクリアされておるというものを承知しております。

そういう中で、本来は企業の問題だと思っております。従来鹿島市は、中木庭ダムを完成させ、それに伴って大木庭の浄水場をつくり、大木庭の浄水場から蟻尾山のほうに水を上げて、そして、貯水をして、全世帯に、全企業のほうにも配水するという構想だったと思うんですね、大きな構想、大きな流れがあったと思います。

ただ、諸般のいろんな事情によって、それぞれ紆余曲折があったというふうに私は理解しております。工業団地を増設したときには、まだ企業に対して十分な水を供給できる状態じゃなくて、現在はほとんどが地下水に、みずから掘って地下水を利用されておるということもあります。いわゆる企業は企業なりの水を供給するというような大きな目的もあったかもしれませんが、なかなかそういう事情じゃありません。

そういう中で、今後、まず第六次拡張工事について、とにかく順調に進んでおると、西牟田の浄水場については代替地ができたというようなこともあるようでありまして、十分な供給体制がとられておるといふふうには承知しております。

その中で、大木庭の浄水場の問題ですね。市長みずから国と県に対して説明を申し上げて、中木庭の浄水場については当分延期というような方針を出されておるといふようであります。

現在、鹿島実高のほうにグラウンドを貸与という形で、一時的な貸与という形でなされておりますが、今後の水事情について、大木庭の浄水場についてどのような形で今現在考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

第六次拡張事業の、いわゆる浄水池用地として大木庭を確保しております。

まず、基本的に多くの鹿島市民が、ダムの水より地下水を望んでおられるということが一番根底にあるわけでありまして。それに沿って、私どもはやっぱり極力努力をしていかなければいけないということでありまして。

今現在、佐賀県教育委員会のほうに、もっと具体的に言いますと、鹿島実高の野球場として、県の教育委員会に貸しているわけですが、これはまず5年ごとに契約更新をするようにしております。

水が足る、足らないというのは、急に来年とか再来年とかいう話ではないだろうと思えます。恐らく、ある時期、例えば、ことし更新をするとしますね。ことしは大体めどをつけて、5年間さらに延伸をするとしますと、5年間ぐらい大丈夫だろうという見通しが立ちますから、引き続き5年間貸しますということの契約になるわけですね。これがもう5年間水が足らんようになったから、ここを利用せにやいかんと、この段階で判断をしたらもうこの契約は打ち切りになります。そういう契約をしております。

そして、5年という、このスパンの長短の問題ですが、これは今の段階で5年間大丈夫だろうと思っていたのが、この間に変化があったと。どうしても、もうこれは次の契約はできないという場合には、やっぱり県に対しても、少なくとも二、三年前から、もう次の契約はできませんよということをやわにやいかんと思うですね、県もやっぱりどこかに代替地を探さにやいかんですから。そうしますと、この5カ年というのは我々にとっては最長といえますか、適当な期間であるというふうに思いまして、5年契約更新ということにしております。

そういうことでもありますので、もし、これが鹿島市の場合、第六次拡張事業を計画どおりやらなければいけないという状況が出てきたときには契約をしないと、このこともちゃんと県の契約書に書いてありますので、必要になった場合は鹿島市の計画が優先と、こういうことになっております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市長の報告のとおり、5年契約ということでございますので、大木庭の浄水場その他の今後の利用、情勢の変化によっては再利用するための交渉事も出てくるというふうにお聞きをしたところであります。

ところで、やはり水の事情というのは、そこに住む市民が第一次的に、文化的な生活ができるための、これは役所の大きな責務の一つだと思っております。そのために、市民が安心して暮らせるまちということになろうと思っておりますが、同時に、やはり、これからはいわゆる企業、企業の進出、そういうものに伴う水事情の変化があるかもしれません。先ほど5年契約ということでございましたが、そういうことがあるかと思っております。

現在、これは産業部長、企業の誘致の問題で造成をすとか、団地を開発するとかいうようなことがあるようでございますが、やはり水事情がいい、悪いによってはかなり企業に対するイメージも違って来るだろうと思うんですね。やはりライフラインがしっかりしていないと、どうしても企業としては二の足を踏むという状態があらうと思いますね。

具体的にちょっとお聞きしますが、水事情と企業の誘致というものは、僕はやっぱり一緒だと思うんですね。お互いに連絡をとり合って、やはり十分なのかですね。今の有収1万幾らですかね、まだ全部は使い切っていないものだから、当分いいのかですね。そういう事情もあらうかと思えますね。やっぱり最後は、水道のいけないところは、ボーリングに頼ると、自前のボーリングに頼るといふことがあらうかと思えますが、その点に対する、市長は今、多分5年間という間には特別な事情の変化はないという考え方だったと思えますが、実際、部長どうですかね。水事情に対して、企業の進出という立場で考えて、5年間は大した大きな変化はないというふうに考えてよろしいものかどうか。どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

御承知のとおり、今非常に厳しい現下の情勢ですよ。工業団地の誘致というそのものが昨年は県内で十数社だったのが、ことしは当市に先般誘致したコールセンターが県内第1号という、今の時期にその第1号と、そういった状況でございますので、受け手側というか、誘致する側がどういう準備をしていくのかというのが、非常に今、慎重にならざるを得ないというふうな状況でございます。

水の問題は、当然、我々が工場団地を選定するときには、社会インフラという分野での水の需要というのは、当然それは考えておかにゃいかんし、ただ、その企業というのは、水をそう使わない企業とか、非常にたくさん使う企業とかというのが出てきますので、その辺は情報とのにらみといいますか、そういう段階で判断していかざるを得ないというふうに思っております。ですから、この水の問題は、とにかく一つの当市の売りでございますから、その辺は当然踏まえながら、検討していくというふうな状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

大体、概要がわかりましたが、やはり伊万里市の場合も、企業の誘致によっては大量の水を使うと。そのための普通の飲み水と違って、要するに工場用水といいますかね、企業用水といいますかね、そういうものも準備しなきゃいかんというような状況になっておるわけがあります。鹿島市の現状を見ますと、今のところいくと5年間は何もないんだなというふ

うに理解をいたします。

ただ、一番やっぱり大事なのは、そこに住む市民が安全・安心して、しかも、おいしい水が飲まれるという状況が一番大事だろうというふうに思っております。そうすることによって、人口はふえていくだろうと、定住人口もふえる可能性も出てくるでしょうから、随時担当としては頑張っていたきたいというふうに御希望を申し上げて、大綱質疑を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

1つ確認をしておきたいと思いますが、今、日量、鹿島市のキャパシティといいますか、供給限度、1万3,500トンです。これを、このいずれかを閉鎖した場合に、例えば何らかの理由で閉鎖した場合に、ほかの井戸を掘ることはできないんですね、これはもう六拡事業にかかわってきますから。ただ、西牟田の場合は、あそこは国道の代替地ということでしたので、あそこを閉鎖した分、若殿分にですね、あれ500トンでしたか、800トンでしたか、掘削をして、それをプラスすることができました。

だから、今後、この水道水の地下水の量と、それから、これがどうしても影響が出るという場合には、ほかにはもう代替水源を求めるとはできないと、こういう前提のもとで企業誘致をどうするかということは検討をしていかなければいけないというふうになっていくと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをします。

企業誘致等の関係でお尋ねをしたいと思いますがね。以前も私は、今ある企業が水道料金については自家水道を使っているということで、それなりのものをいただくべきじゃないかというようなことで申し上げましたが、その件については、鹿島は水がいいということの条件とか、そういう条件で来てもらっているから、それはできないというような今まで御答弁いただいてきたと思いますがね。私はやっぱり、その点についても今のような財政的な状況の中での見直しということも考えていくことも必要ではないかと思うんですよね。今までそうだとすると、ある程度の期限が来る段階で、やっぱり今の市民の状況もありますから。

それと同時に、これから来る企業に対しても、それなりの何らかの条件をつけていくということになると思いますが、これからもやっぱり今までと同じような方向で、企業に対しては水道の取り扱いというのをやっていかれるのかどうかですね。先ほど企業がいっぱい水を使う企業じゃないのもあるというふうなことをおっしゃいましたが、大きな企業になりますと、そこにいらっしゃる方たちの生活用水といいますかね、直接企業に関連しない分だけで

も結構水道を使う分はあると思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは何回も言っておりますように、法律的に地下水に関しては市の所有ではないということですから、企業が地下水を掘って、地下水を利用されるということには制限はないということですよ。

ただ、例えば、新しくこの水をたくさん利用される企業を誘致するか、しないかというときには、それが大きくこの今の既存の地下水に影響するか、しないかというのも当然、議論の対象になっていくと思います。ただ、極論すれば、そうであっても、影響するということがあっても、鹿島市の将来にとって、市民にとって、それ以上の莫大な利益があるような企業誘致をすることになれば、当然それは今度はダムの水を、そっちを利用すると、こういう議論も出てきますので、そのあたりの議論はそのときに、執行部、議会、市民が一体になって議論をしていくと、そして、結論を導いていくということでもあります。

何もその企業が地下水を掘って利用されるということに対して、市がストップをかけると、こういうことにはならないということですよ。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これまで申し上げてきましたけど、法的に云々と言われますと、そうでしょうけど、やっぱり市民とのバランスの問題もあると思いますし、それから、企業が来るときにはそれなりのほかの優遇措置というのはいっぱいあるわけですよ、それなりの。そうでしょう。ですから、やはりその点については、何らかの形で地下水を利用することについて、それを直接とられないにしても、それは市のほうでいろんなお約束をすれば、水道料ということじゃない、地下水の利用料ということじゃなくても、ある程度のものはできるんじゃないかと思います。

特に、財政的にこういう厳しい状況にありますので、私は申し上げるわけで、これからも水道料金の問題その他も出てくると思いますが、そういう面でぜひですね、やっぱり市民と企業側との、ただ来てもらえばいいんだということじゃなくて、市民が納得するような公正な対応をしていただくということを水道の運用面でもぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうかね。何かありましたら。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは先ほど申しましたように、どちらが鹿島市にとって、鹿島市民にとって利益が大きいかという議論になっていくと思いますので、具体的に、ここで抽象的にそれ以上の議論はできませんが、要するにそういうことだと思います。

そういうことを見据えて、そのとき、例えば5年後、10年後、20年後に、そういう企業の誘致の話があった場合、水を大量に使うという話があった場合に、このダムからの水を利用する、あるいは地下水をあくまでも守っていく、こういう議論を重ねて、そして、結論を導き出していくべきというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう1点お尋ねをしたいと思います。

鹿島市の水道水自体は非常に質がよいということと言われておりますし、以前もそういうことで、浄水器をつけられているとかいろんな話をしましたけど、それはそれとしまして、今、鹿島市は地下水じゃなくて、自然の水がいいのが出ているということで、例えば、本城なんかでも、ほかのところでも出ましたね。

話を聞きますと、生活水の飲料水の大部分をそこで供給しているというような、そういう御家庭もいっぱいあるようですね。これは鹿島市だけじゃなくて、市外からも本当、毎日多くの方がくみにいらっしゃっているわけですが、市外の分はわからないとしましても、特に、営業されているところもいい水だからということで、そこを全部使っているという人もいらっしゃいますが、そういう面で、そんな多くはないと思いますが、具体的に水道の量が減ったというような、最近すばらしい水が出ていることによって、鹿島市の水道の利用量が少しは減った、それが原因で減ったというような、そういう現象というのが見られるんでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問に対してお答えを申し上げます。

自然の水を使ったがために水道の使用量が減ったかというような状況があるかということでございますけれども、ちょっとそこまではなかなか難しい。ただ、今一般的に、最近の傾向としては、水道の使用量は減っております。これは確かに、1年1年。これ、1つの原因が、私が考えているのが、1つはやはり節水機器が結構普及をしているということが一番かなと思っております。それとか、あとやはり個人の方の、市民の方の節水の意識が高まってきたというようなこともあるのかなということで、それと、若干人口も減っておることですから、そういうことで、減っているのかなと思っております。その自然の水を使っ

たから減ったということまでは、なかなかちょっと難しいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、水道料金は公共下水道料金と重ねて支払わなければいけないということで、非常に高いという、高いですね、現に。支払う側からすれば高いという感覚が強いですね。

そういう面で、やっぱりもう少し安くできないかという要求が非常に強いです。やはり今の財政状況の中で、大変だということはわかりますが、やっぱり皆さんたちが払いやすいような状況をつくり出していかんといかんと思います。その辺での水道料金に対するお考えというのが今後どのようにお考えになっているのか。市民から言えば、やはり先ほど申しました水道料金自体も高いのは当然ですが、公共下水道との合併した支払いということになって、より高いという状況があるわけですがね。そういう面でいかがなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、水道料金というのは、これは独立採算制という基本的な経営をもとに、これは算定をされます。そして、その年にどれくらい経費がかかるか、それに見合うだけの水道料金を利用者からおいただきます。簡単に言えば、そういう構造ですので、これ今の料金というのは、私はどうしても必要であるというふうに考えております。

なお、ちょっと今ざっと計算してみました。1トン当たり、1立方メートル当たり203円から204円、200円として計算をしますと、今ミネラルウォーターとかなんとかが180か200ミリリットルで100円です。これと対比をしますと、2500分の1なんですね。飲料水としては非常に廉価です。ただ、量的には、先ほどの御質問とも関連しますが、これはふろ場に使用したり、それから洗濯機に使用したり、あるいはその炊事場の物洗いに使用したり、こういうのが圧倒的に多いわけですね。そういうことで、200円というのは高いなという実感を持たれると思いますが、それからもう1つ、この公共下水道の料金も、この水道の使用量に連動するような形でおいただきをしておりますが、これもやはり公共下水道の使用をどれくらいしていただくかというの判断は、ほかにはないわけですね。水道をどれくらい使ったかということしかはかりようがないので、こういう形にしておりますが、これも公共下水道の収入という面で見ても、はるかにこれはプラスになるような、採算が合うような料金はありませんので、どうかそういう点も御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

営業のための飲料水と比べるのは、これは定かでないと思いますし、特にお米などもコンビニのおにぎりは1個にして、一俵に計算すれば100千円以上の米を皆さんが食っているというような状況だと言われておりますから、それと比べるのは余りにも比べものになりませんが、1つお願いをしておきたいと思います。

水道料の未納がありますが、大体ランク別に、どのランクがどれくらい未納なのかという、そういう資料を審議までに、委員会までにつくってもらえますか、出せますか。大体水道料金のランクがありますでしょう。そのランク別に未納がどれくらいあるかという資料を特別委員会までに出していただけますでしょうか、今あったら今でもいいですけど。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えといたしましょうかね、今おっしゃいましたランク別という表現がどういうことを指しているのか、ちょっと私……（「所得別でしょう」「何立方までとずっとあるでしょう」と呼ぶ者あり）使用量の区分ごと、例えばの話、言いますと基本料金の範囲内なのか、それを越した分なのかというふうな区分でよろしいのでしょうか。

（「後で」「資料を出してくださいね」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、それは後で詳しく出したいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。12番谷口良隆。

○12番（谷口良隆君）

大綱質疑をいたしますので、大綱で答弁をいただきたいと思います。

おおむねこの決算を見ますと、經常予算に沿って執行されてきたなという感想を持っております。あわせてまた、監査の意見書を見ても、各段の例年と変わった指摘もないようございまして、そのようにとらえていいものというふうに、基本的には考えております。

そこで1つお尋ねなんですけど、20年度の予算執行を通して、何か課題として残ったもの。何もなく100%予定どおり進んだのか、次年度以降に、1つの懸案として残された問題等があるのかなのか。そこら辺については監査の中でも指摘をされませんし、この書面にも出てくるものじゃありませんので、特にあれば報告をいただいておりますが、このように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

この20年度の執行の中で何か課題があったかということでございますけれども、1つ私どもが考え——課題といいましょうか、これは従前からのことでございますけれども、1つは久保山が相当老朽化をいたしております。これの対応を今後どうするかということが1つと、あと1つは、平成17年から18年に一応蟻尾山のほうに新しい配水池をつくっております。今現在の鹿島市の配水池の負担の割合で申しますと、一番大きいのは久保山でございます。その次が蟻尾山の配水池でございますけれども、両方ともほぼ大きさとしては同等でございますので、やはり、私どもとしては同じものが2つございますから、当然、範囲としてはやはり両方とも担う面積を一緒にしていこうというようなことで考えておりました、これには高低差があるものでございますから、やはり減圧弁等の施設が必要になってきますので、こういうふうなものを施工しながら、やはり両方のかじをですね、等しくなるような形に立って、やはりリスクの分散をしていきたいということも今後とも思っておりますので、こういうものが課題かなと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今言われた久保山水源地と蟻尾山配水池のその加重の均等化というのは、何かその技術的なもののお話ですか、ちょっと意味がよくわからないんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

先ほどの質問の補足でございますけれども、今、一番大きな配水池ということで、久保山と蟻尾山がございます。この貯水量でございますけれども、久保山が1,880トン、蟻尾山が2,000トンでございますので、ほぼ両方見ますと1対1ということで単純に、この貯水量で鹿島市全体に対する貯水量の比率から申しますと、鹿島市に対する比率は蟻尾山がほぼ3割、久保山も3割ということになるんですよ。

ただ、今現在、じゃあどうしているかということですが、配水量、実際実施しているのが、久保山が鹿島の3分の2を占めております。蟻尾山が全体の15%ですので、今現在、久保山が一番加重がかかっているということでございますので、これをやはり同じような施設でございますから、やはりその担う面積を等分にしていって、リスクに対する危険の分散をしていきたいということを思っております。

ただ、これが1つは蟻尾山が標高100メートルぐらいございまして、久保山が60メートルぐらいでございますから、そこに約40メートルほど落差がございます。この水圧を一緒にはできないものですから、やはりそこに減圧弁という機器を設置しなければいけないもので

ざいまして、これが若干高価なものでございますから、こういうものを年度的に配置しながら、ほぼ等分の負担の割合がいくようなことを考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

はい、わかりました。費用も要する問題ではありますが、やはり水源地の活用というのは、今言われたものがそうだろうというふうに思いますので、十分今後検討されればというふうに思います。

それから、20年度から一般会計の場合、緊急経済対策の計上を補正でしかけましたけど、水道事業会計については、これは縁のなかった話かどうかですね。あったとすれば、取り組んでこられたその内容等について御報告をいただければと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

緊急対策の件でございますけれども、いろんなメニューがあったと思いますけれども、見た段階では水道へ該当するものはなかったということで判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

手を挙げるチャンスは与えられたけれども、メニューとしてもらえたものが、該当するものがなかったというふうに今御報告いただきましたけど、緊急経済対策はもうほとんどが国がその負担をしてくれる事業だったと思います。水道事業にかかわっての経済対策というのは、各種整備事業等々を通じて地元の経済に貢献するものも多々あるわけでございます、少しそういった意味では、今の答弁程度では頑張りがちょっと足りないのではないかなという印象を持ちますが、全然その手を挙げるような内容がなかったのか。

例えばですね、これは採択されてはおりませんが、これは公に議論になったものの一つなんですけど、このマイクですね、マイク設備。これも市庁舎が建ってからのものなので、性能的にも現代のものとなれば、やはり劣るものもあると、あるいは一部不都合もあるのかもわかりません。そういった関係で、議会事務局はこれで手を挙げとるんです。しかし、結果として採択はあっておりませんが、まあやっぱりそういう貪欲さといいますか、そういう点で、少しぬるい実感をちょっと感じるんですけど、全然検討もされなかったのか、

手も挙げられなかったのか、そこら辺について報告をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

緊急経済対策の件でまた再度お答えを申し上げます。

私どもが一応、緊急経済のメニューを見た限りでは、私どもの水道事業へ該当するものがなかったものでございますから、なかったということで判断をいたしまして、手も挙げておりませんし、要求等もいたしておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私もその水道課の執行されているその事務内部にわたって、ばらかしてこれはできるんじゃないか、あるいはできないんじゃないかというその内容まではわかりません。ただ、外部から見た素人判断、感覚からすれば、一般会計の場合は、例えば、市の管理する公園だとか、あるいは道路だとか、そういった公の施設の草払いを含めて、人件費を計上しましたですね。水道課も水道設備は持っています。そういったところの事業を考えれば、考えられないではない。素人が今、ぼっと気づいて考えれば、そういうふうな部分もあるわけで、もう少し緻密に事業の選択をされたらどうだったのかなという気がしますが、それはそれとして、もうこれは過ぎ去ったことでございますので、これ以上は申し上げませんが、そうした比較的経営状況が悪くはない、あるいは繰り上げ償還等で経費は改善されてきておると、そういうふうな時期でもございますので、そういった点では会計に対する少し気持ちがゆっくりしたものがあるのかもわかりませんが、やはり経営、先ほど市長も言われるように独立採算でやっておるわけで、やはりそこはシビアに経営的な感覚を持って当たっていただくようお願いをしたい。これが地元の経済にも通じておるわけですので、申し上げるわけです。

それから、次に、この決算書の3ページ、4ページのところで御説明がありました。この資本的収入の部分でちょっと説明が加えられました点で、繰り上げ償還、これは資本的収入の部分でおっしゃったですかね。478,855,400円の決算額にかかわって説明があったのかもわかりませんが、対前年度比で290,000千円程度の増というような説明がっておりますけど、その要因として繰り上げ償還による要因が今説明をされました。

当年度の繰り上げ償還総額が幾らで、その財政効果がどの程度この20年度に限って見込まれるのか。それとあわせて、今後の繰り上げ償還をしようとする起債がどの程度残っているのか、そこら辺について、この総括の場でひとつお尋ねをしておきたいと思います。市長の

お考えもあれば出していただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

この起債の償還でございますけれども、これは平成19年から始まったと思っております。19年、20年、21年の3カ年で、例えば申し上げますけれども、31ページ以降に、ここに過年度分の起債の償還をすべて計上いたしております。このうち、ちょっともうことはついていないかわかりませんが、この中で、例えば32ページあたりを見てもらいますと、年利率が5%、6%というものがございます。これにつきまして、19年から7%台、6%台、5%台を借り換えて繰り上げ償還をしてきたということで、20年度は2年目になったかなと思っております。

この20年度の金額でございますけれども、これはちょうど17ページの資料の中で、4会計の中の企業債の一次借入金の状況ということで書いております。ここで、本年度433,800千円を借り上げておまして、これを機械機器に使った後、残りの368,200千円を繰り上げ償還ということで、これも含めまして、本年度が起債を849,462,204円繰り上げいたしているということでございます。この影響ということであれば、当然、この利子が今後は安くなるということで思っておりまして、一応予定では19年、20年、21年ですので、本年度まで繰り上げ償還をいたしますと、7%、6%、5%台すべて繰り上げ償還になるというふうになっておまして、その分の利ざやの分だけ、やはり私どものほうの利益ということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

5%から7%の高利の起債についての繰り上げ償還をやっておると、これはもう一般会計もそうですので、大体わかっておりますが、新たな借りかえをやるわけで、新たな借入れをするんですけど、その利率との差だと、もちろんそういうことなんですけど、それが額面的に幾ら程度になるのかということをお尋ねしとるんです。

きょう、この場で電卓たたかにかんようであれば、決算審査委員会のときに冒頭説明をいただければそれでいいと思っておりますけれども、そういった点で処理をお願いしたいと思います。

それから、最後にします。

その額面を言わんと、普通の市民とか我々の感覚じゃわからんわけですよ。3カ年分が

どの程度効果が出たのかという点で。

それから、監査意見書の12ページに結びで1つの意見に近いような要望だと思いますけど、結びの一番最後のくだりのところに、下から2行目のところに、「さらには余裕水の活用策なども検討し」と、これは今後の事業運営に当たって、安定収益確保のために有収率、収納率の向上に一層努めることが重要と考えると、そういった意味で、現有の施設が効率よく利用されることが必要であるということで、例えば、こうした形で余裕水、先ほどありましたように、1万3,500トンの処理、給水能力に対して、現在の使用水量が1万トンに及ぶということはほとんどもう、この夏場でもないというその差の部分ですね。そういうものを少し活用を検討したらどうかということをおうたわれておるわけなんですけど、それが、そういうものに対する答えが出てくれば、何の世話も要らないというふうには思うんですけど、その余裕水の活用なども検討したらどうかという監査委員さんからの指摘があつとるんですけど――指摘ではありませんけど、要望があつとるんですけど、何か検討する余地がありますか。ただ、これは監査委員さんの御意見で終わるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えを申し上げます。

監査委員さんからの意見の12ページの件でございますけれども、余裕水源の有効活用などの検討中でございます。確かにこれは今現在1万3,500トンの最高の能力に対して、約9,000トンぐらいでございますから、若干その間が余裕ということをおもっておりますので、これにつきましては、今、具体的にどうのこうのということは、ただ、考え方としては、やはりこれを利用するような、例えば、人口がふえるとか、あとは、もしこういうふうなことを利用される企業さんあたりに来てもらえば、その辺がやはりこういうふうなことがつながるのかということをおもっておりますので、私どもとしても、そういうふうな情報等をやはり詳細に聞きながら、今後ともいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

1万3,000トンから9,000トン余りの今の実際市民が使っておるその差という、その4,000トン前後の余裕水といいますかね。これは100%使えばいいというもんじゃないと思います。それはもちろん緊急なためにも、あるいは防災上も余力というのは必ず必要なわけで、その遊びの部分は必ず必要だと思いますが、監査委員さんにはもうこの場でお尋ねしませんけど、余裕のあるその水を有効活用したらどうかという意見が入れられたということは、何かの

やっぱり先例か、何か1つの監査委員としての思いがあられたのかもわかりません。余裕水を有効活用できるということは、これはもう収入につながるわけですので、非常にめでたいことだと思いますけれども、そういった点について指摘をされた背景といいますか、そういうものがもしあられば、決算の委員会の中で御披露いただければと、このように思います。

以上で総括質疑を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

1点だけお尋ねをしたいと思います。

平成20年度の水道事業会計決算書の12ページに鹿島市水道事業報告書という形で書いてあります。

12ページのほうで、「上水道は市民の日常生活において、欠くことができないライフラインであり、水道事業の公益性・重要性を十分に認識し今後も、安全でおいしい水の安定供給のため、計画的に水道施設の更新を図るとともに企業経営の健全化を目標に努力してまいります。」と書かれております。

その中で、今後そのライフラインの維持、水道施設の更新ということが事業の中で求められてくると思いますが、11ページのほうで資本的支出総額が968,000千円という形で記入をされておりまして、その下に主な事業として老朽配水管の補修、また配水管新設事業等、また消火栓の設置工事とかあります。これらの事業の大体総額が97,000千円、約1億円ぐらいになっていると思うんですけども、今後、その水道事業をやっていく中での、こういうコストランニングを考えたときに、大体目安として水道事業の中で約1億円がめどとして考えられているのか、それとも、今後を考えたときには、これがどういう推移をするのかというのを計画的に考えられておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松田議員の質問にお答えを申し上げます。

今の質問は収益的な支出の関係でございますけれども、やはり今現在、私どものほうの施設も老朽化をいたしておりますので、設備とか改良を含んで年間約1億円ほどの事業を行っております。これは、特に19年と20年につきましては、1つは総額1億円といたしましても、その中には例えばの話、重伝建地区の事業等も含まれておりましたものですから、若干うちがする分が少なかったかと思っておりますけれども、というものがなければ、基本的に私どもは年間1億円ぐらいの事業をしながら、その中でやはり配水管等の改良も本当はやっていきたい

と思っております。

ただ、この1億円の事業をどうかと申しますと、ただ1つはやはり老朽化した施設の改良等が出てくれば、もう少し事業費も上がるのかなと思っておりますけれども、基本的には、今の中では1億円程度の事業の中で、やはり配水管等を一生懸命改良しながら、有収水量等も上げていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

そこでもう1点、先ほどの内容で御質問をしたいと思うんですが、これらの配水管等、また今度の維持管理含めて、把握をどのようにしてされているのか、老朽化含めてですね。

今後、その3カ年計画、5カ年計画等で進められていかれるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松田議員の質問にお答え申し上げます。

先ほどあった質問の中で漏水とか、改良の件でございます。

1つは、漏水は平成16年度ぐらいまでは、うちのほうも漏水調査というものを市内全域にやっていたということも聞いておりますけど、なかなかその漏水の調査の費用に対して、効果もなかったということで、17年度から一応やっておりません。

今現在やっているのは、漏水とかに対応するものは、やはり市民の方からの連絡とか、うちのほうの検量等で、漏水の事情があれば、もちろんメーターの手前までにつきましては、市のほうで対応いたしますし、メーター以降につきましては、所有の方に一応漏れていますよということでお知らせをいたしております。

それから、配水管の改良でございますけれども、これはやはり実施計画等に上げながら、1つにはやはり漏水の状況で、ある路線が非常に多いということであれば、その路線を優先的にしていくということで、今現在でも、漏水が多い箇所から優先的に今の予算の中でしていっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

一番聞きたかったのは、全体的に考えたときに、その計画をつくられておられるのかとい

うことで、その個別に今、漏水があっているかということではなくて、全体的に水道事業を考えて、今後運営をしていく中で3カ年計画、5カ年計画で投資をどのように考えていらっしゃるのかというのを1点お伺いをしたかったということと、もう1つは、先ほど申し上げましたけれども、約968,000千円、返済等もありますけれども、事業運営をしていく中で、返済もありますし、また、企業として、そういう維持管理を含めてやっていかなければならないわけですから、そういう意味においてトータルの3カ年計画、5カ年計画というのを水道事業課として計画をなされて、今後の運営をなされていかれているのかということをお伺いしたいと思っておりますので、その点最後の質問とさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松田議員の全体的なことをどうしているのかという質問だと思っております。

市内で老朽化がですね、今現在で申し上げますと、年間約1キロほど改良をいたしておりますので、相当対応は進んでも、約十七、八キロほど残っております。今現状では、年間1キロの割合でいたしております。若干、これも昨年とかおとしは、やはりほかの事業があったもんでございますから、年間1キロだったんですけれども、もし、こういうふうな事業が進めば、やはりもう少し延長が伸びて、1.5キロとかなってくるかと思っておりますので、そういうふうな頻度で今後ともやはり残った分の改良をしていきたいということで思っております。

ただ、改良につきましても、相当な費用がかかります。例えばで申し上げますと、20の実績で申し上げますと、1キロ当たり約35,000千円ほどかかるもんでございますから、やはりこれはうちがあとの運転資金との関係もございますので、起債の関係ですね。そういったことをやはり加味しながら、収益的収支で得た黒字をやはり、資本的収支のほうで全部使い切るという問題でございますので、そのあたりを考えながら、やはり、あとは改良と、そのあたりのつじつまを、余裕をとりながらいきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

ちょっとかみ合っていないのかもしれませんが、最後ですけれども、全体的にその3カ年、私言いましたけど、3カ年、5カ年、10カ年という計画の中で、計画を立ててその上において、今できる現状の事業についてやられていると、そういう計画的に進んでいるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

全体的な件でございますが、先ほど申し上げましたように、やはり全体的なこと、例えば、うちはやはり改良だけではございませんし、確かに収益を上げることも1つのとか、内部留保金を持っていることも重要でございますので、そういうものを加味しながら、全体的に計画を立てながら、今度とも配水管の改良等はやっていきたいということで思っております、まずは何といたっても、健全ということが第一だと思っておりますので、以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと今、担当課長に聞いておりましたのは、市内の配水管の全長、総延長距離がどれくらいあるかということですね。これを例えば、50年に一遍変えるとしますね。そしたら、50で割る、そして、1年間にこれだけの長させにゃいかんと、ただ、これを計算してやりますと、さっき1キロメートル当たり35,000千円と言いましたね、こういうものを勘案して計算しますと、とても50年間で全部をやるということではないんです。

したがって、ある意味では結果的に通報等があって、そして、そこを対症療法的にやるというやり方と、それから、配水管を布設して、この古いほうから予算の範囲内でやっている、簡単に言えばそういうことなんです。

だから、年次計画というのが、その何十年、50年なら50年で全体をやりかえますというような計画には基づいておりません、残念ながら。これが耐用年数の問題で、いわゆるこの材料のパイプは、配管は、例えば50年耐用年数があるとしますと、これはやっぱり50年もてないものもあると思うんですね、現実には。しかし、60年、70年、結果的にもてるものもある。いわば、残念ながら、そういうものをちゃんとした全体計画に基づいてやっているということではない。これをやるとなると、収支のバランスが崩れてきます。そうしますと、これはそのまま水道料金にはね返ってまいりますので、現時点ではそこまで根本的な計算をした上で今やっているということではございません。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

答弁いただきまして、最初に決算書の中の12ページで言いましたように、計画的に水道施設の更新を図るとともに、企業経営の健全化を目標に努力してまいりたいという文が載っておりますので、その計画的に今後の企業として、どのようにやっていかれるのかというのをお尋ねをいたしまして、先ほど市長の答弁もいただきましたので、また今後、詳細については次の会議のときに申し上げたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りします。

ただいま審議中の議案第45号は、委員会条例第6条の規定により、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松田義太君、松尾勝利君、松本末治君、光武学君、馬場 勉君、森田和章君、徳村博紀君、福井正君、水頭喜弘君、中西裕司君、谷口良隆君、小池幸照君、松尾征子君、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

午前中は、これにて休憩とします。

午前11時34分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開きます。

午前中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に中西裕司君、副委員長に小池幸照君、以上のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第46号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案第46号 鹿島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、議案の説明を行う前に、本日、お手元に議案参考資料ということで配付しております。委員協議会等の質疑等を加えまして、議案内容が複雑な部分がありますので、わかりやすくということで作成した資料でございます。12月議会以降、議案送付に間に合うように作成をやりたいと思いますので、御了承をよろしくお願いをいたします。

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第46号 鹿島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について御説明をいたします。

提案理由としては、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が整備されることに伴い、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける必要がなくなったので、この案を提案するものでございます。

4ページをお開きください。

4ページの附則でございますが、本条例は10月1日より施行するということになっております。

それでは、配付をいたしました資料の1ページをお開きください。この資料により説明をいたします。

まず、鹿島市国民健康保険出産費資金の基金でございますが、概要を御説明いたします。

この基金は、平成13年7月より一般会計からの繰り入れにより、2,000千円で創設したものでございます。

基金の方式としては定額運用基金。この定額運用基金は、条例の定めにより、予算を通さずに独自に運用できる基金でございます。

貸付額としては、最高304千円を無利子で貸し付けることになっております。この304千円は、出産一時金380千円の8割相当を貸し付けということになっております。

貸付期間は、出産育児一時金の支給を受けるまでの期間となっております。出産育児一時金を支給する時点で、差し引いて償還をお願いしていた分でございます。

それでは、基金の運用状況を御説明いたします。

この資料で訂正をお願いいたします。

20年の基金運用状況の見出しの部分で、「18末現在」となっているのを「19末現在」に、そして、「19末現在」を「20末現在」に、済みません、訂正をお願いいたします。上の表と同じになっておりましたので。

19年の運用状況でございますが、貸付件数が6件ございました。それで、19年中にすべて

償還が終わっておりますので、2,000千円が現金で残っているという状況でございます。

20年につきましては、貸し付けの実績はありませんでしたので、2,000千円が現金で残っている状況でございます。

この20年に貸し付けがなかったのは、その欄外に書いておりますように、出産育児一時金の医療機関による受取制度を創設したので、実績がないものというふうに考えております。

制度改正に伴う対応でございますが、後ほどまた条例案で提案をいたしますが、出産育児一時金が増額されます、380千円から420千円へ増額をされる予定でございます。さらに、出産費用の医療機関への直接支払い制度の創設を行いますので、この出産費用を貸し付ける必要がなくなったということでございます。10月1日からのスタートでございます。

ただし、基金の廃止日、10月1日までに申し込みがあった場合は、従前の条件で貸し付けを行う予定でございます。

基金残高2,000千円は、出資もとである一般会計へ繰り出す予定でございます。12月以降の議会で補正予算として提案をいたす予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第46号 鹿島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．議案第48号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第48号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の7ページをごらんください。

この条例の改正理由は、雇用保険等の一部を改正する法律が平成19年4月23日に交付され、順次施行されました。その中で、提案理由に書いていますように、船員保険法が一部改正されたことに伴い、改正する必要がある、この案を提出させていただくものでございます。

その船員保険法の一部改正の内容でございますが、船員保険法の船員保険制度のうち、職務上疾病、年金部分が、労働者災害補償保険制度に統合されたものでございます。そのため、本条例から船員保険に関する部分が不必要となったものです。

議案資料の1ページの、条例の新旧対照表をごらんください。

第2条において、この条例の適用を受ける職員を、例えば、議会の議員さんとか委員会の非常勤の委員さんなどと定義づけております。その中で、適用除外として、第2号各号の適用を受ける者としてあります。

新旧対照表の旧のほうの第2条各号をごらんください。

1号から3号までこの条例の適用除外を定めていますが、その中で、先ほど船員保険法の一部改正の内容で御説明いたしましたように、第2号の船員保険法の部分が第1号の労働者災害補償保険法の中に統合された関係上、第2号が必要でなくなったものでございます。

また、第16条では、この条例で定めのない事項については、地方公務員災害補償法の各条文に規定によるものとうたっており、これも第46条の2は、船員である職員等の特例の規定であり、これが必要でなくなったため削るものでございます。

議案書の8ページの附則をごらんください。

まず、第1項の施行期日でございますが、平成22年1月1日より施行するものでございます。

次に、第2条の経過措置でございますが、条文は非常にわかりづらい表現になっていますが、要するに、今回の改正案の施行日前に発生した事故に起因する公務災害や通勤災害についての適用除外は、現行の条例を適用するということでございます。

なお、鹿島市におきましては、船員法に基づく船員保険の被保険者がいませんので、この条例の改正による影響は全くありません。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第48号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第49号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

議案第49号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書につきましては9ページから13ページ、議案説明書につきましては2ページから15ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

なお、先ほど保険健康課長のほうからありましたように、この条例等の改正につきましては、内容が非常にわかりづらいという指摘等がございましたので、本日追加配付しております議案参考資料の2ページから3ページの順序に沿って説明をいたしたいと思います。議案説明資料の新旧対照表と一緒にごらんいただきたいと思います。

参考資料の2ページの①でございますが、第54条第6項は、固定資産税の納税義務者等についての規定であります。農地法等の一部を改正する法律が本年6月24日に公布され、間もなく施行されることにより、土地改良法の引用条文同項第2号を同項第1号に改める号ずれに伴う改正であります。

次に、2ページの②でございますが、附則第7条の3は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除についての規定であります。

今回の改正の内容は、第7条の3の2が次条として新しく追加されたことに伴う見出しの改正及び条文の改正であります。

同じく、第7条の3第3項は、第7条の3の2の追加に伴う条文、つまり宥恕規定の削除であります。

同じく、第7条の3の2は、先ほど申し上げました地方税法附則第5条の4の2の規定、

いわゆる住宅ローン特別控除の新設に伴う条文の新設であります。今回の条例改正の目玉であります。詳しくは、参考資料の4ページをごらんください。

個人住民税における住宅ローン特別控除の創設の説明でございますが、住宅ローン控除制度は、本来、中堅勤労者が無理のない負担で良質な住宅取得を支援することで、国民生活の向上や社会的安定の確保を図り、良質なストック形成への誘導を図るといような観点から所得税において設けられていました。

今回の改正の内容でございますが、この四角の中にありますように、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除する制度を創設するものでございます。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除し切れなかった額。②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額ということになっております。これは最高限度額97,500円までが控除できるということになっております。

次に、特例の期間でございますが、平成21年から平成25年までに入居した者を対象とするということになっております。

次に、確認の手続のために必要な措置でございますが、給与支払い報告書、いわゆる源泉徴収票等について必要な改正を行って、市町村に対する申告は不要とするものでございます。

減収に対する措置でございますが、個人住民税の減収額については、減収特例交付金により全額国費で補てんされることになっております。

最後に、税源移譲に伴う住宅ローン特別控除、いわゆる経過措置でございますが、税源移譲に伴う住宅ローン特別控除についても、同様の仕組みのもとで申告不要の制度とするものでございます。

なお、平成20年度税制改正において、今説明申し上げましたように、所得税から控除されなかった住宅ローン控除額を個人住民税から控除する制度が新たに創設されたわけでございますが、これに伴い、既存の税源移譲に係る住宅ローン特別控除制度と地方税法の規定が一本化されております。

なお、内容について申し上げますが、平成11年から18年度までの入居者につきましては、税源移譲に伴う住宅ローン特別控除制度がそのまま適用されます。それから、平成21年度から25年度までの入居者につきましては、ただいま申し上げました新しい控除制度による適用がなされることとなっております。

それから、19年度及び20年度の入居者につきましては、住民税の住宅ローン特別控除制度とは別に、所得税における経過措置、いわゆる控除期間が15年ということの特例措置がありますので、その分で対応がなされるということになっております。

なお、従前の制度におきましては、控除額の計算について厳密な税額計算を要するものでありましたが、今回の改正の制度におきましては、より簡易な計算により計算することとさ

れたため、両者の制度を地方税法上一本化し、控除額計算の簡素化が図られたものであります。

なお、参考のために、鹿島市におきまして、平成21年度で住宅ローン特別控除の適用者数がどれくらいおられるかということでございますが、21年度の実績で153名、控除額で5,128千円ということになっております。

次に、参考資料の2ページの②の第7条の3の2第1項は、新しい住宅ローン特別控除による所得割からの控除の規定であります。

同じく、第7条の3の2第2項は、適用の条件の規定であります。

同じく、第7条の3の2第2項第1号は、住民税申告か確定申告による場合の適用であります。

同じく、第7条の3の2第2項第2号は、年末調整による場合の適用であります。

同じく、第7条の3の2第3項は、外国税控除と配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除をする場合に適用する控除に本条第1項を追加する規定であります。

次に、参考資料の2ページの③をごらんいただきたいと思っております。

第8条第2項は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例についての規定であります。先ほど申し上げました、新しい住宅ローン特別控除の規定が新設されたことに伴い、市民税を計算する場合の規定等の整備であります。これに関連するものが2ページの④、第16条の4第3項第2号、同じく⑤の第17条第3項第2号、同じく⑦の第18条第5項第2号、同じく、3ページの⑧番の第19条第2項第2号、同じく⑩番の第20条の2第2項第2号、同じく⑫番の第20条の4第2項第2号及び第20条の4第5項第2号についても、このいずれにつきましても、引用条文が新設されたことに伴う改正であります。

次に、2ページの⑤をごらんください。

第17条第1項は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例についての規定であります。

内容は、平成21年及び平成22年に取得した土地等に係る長期譲渡所得について10,000千円を特別控除する制度が創設されたこととございます。

具体的な内容といたしましては、個人が平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、譲渡所得の金額から10,000千円を控除することとされたものでございます。

次に、2ページの⑥をごらんください。

第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長に伴う規定の整備でございます。

内容は、土地等に係る長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の造成等のための譲渡に係るも

のについては、平成21年度までの間、軽減税率が適用されることとなっておりますが、今回の改正におきまして、この特例措置を5年間延長することとされたものでございます。

それから、3ページの⑨をごらんください。

第9条の2は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る課税の特例の拡充に伴う規定の整備でございます。

次に、⑩でございますが、第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例であります。

第20条第2項は、引用条文の項ずれに伴う改正であります。

同じく、第20条第6項も項ずれに伴う改正であります。

次に、⑪をごらんください。

第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の拡充に伴う規定の整備であります。

最後に、⑬をごらんください。

第16条の3第3項第2号は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例であります。平成21年及び平成22年の2年間分の所得割については、配当所得のうち1,000千円超の部分、譲渡所得等のうち5,000千円超の部分について、本則税率、県民税2%、市民税3%が適用され、それ以下の部分については軽減税率ということで、県民税1.2%、市民税1.8%が適用されることとなっていました。これを今回見直し、配当所得、それから譲渡所得等の両者とも、金額に関係なく3%の軽減税率を適用することとなったわけでございます。

なお、この措置は、平成21年から23年までの3カ年講じられることとなっております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、詳しく説明はいただきましたが、わかりませんので教えていただきたいと思いますが、それぞれいろいろありますが、例えば、固定資産税の納税義務者等ということで、第1条による改正のところ、説明書の一番最初のところですから、そのところをお尋ねしますがね。「第54条第6項：引用条文（土地改良法）の号ずれに伴う改正」ということで、「農地法等一部を改正する法律が施行されることによる」ということで書かれていますがね。私は農地法の改正、まだ十分には勉強しておりませんが、前の一般質問の中で農地法の改正の問題を取り上げて質問しましたが、じゃあ、今度、農地法が改正されたことで具体的にどのようになってしまうんですかね。その辺をお尋ねしたいと思います。この条例が改正されることに。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

それでは、松尾議員のほうにお答えをいたします。

これは今回の農地法の改正に伴う税法上の改正の部分でございますが、内容としては、私も十分にまだ把握していないところもございますが、引用条文をですね、第2号を第1号に改めるといふことの意味だけとらえております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

条文を、2号を1号って言いんしゃったですかね、に変えることだととらえている、それがどうなのかというのがわからないと。あの……（「農地法そのものがどがん変わったかということでしょう」と呼ぶ者あり）だから、今ではわからない。

じゃあ、具体的に言いますと、このことによって、農地を持っていらっしゃる農家の人たちにどういう影響がくるのか。もうはっきり言ってですね、この改正によって。何らかの形で変わってくるわけでしょう、課税その他についての。（「それは変わらない」と呼ぶ者あり）変わらんわけですか。変わらんぎおかしかでしょう、改正されるわけ。そういうのがありましたら。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

税法上の今回の改正でございますので、税額がどうこうなるというふうな意味合いではないというふうに把握をいたしております。

それで、農地法の改正の趣旨等につきましては十分把握しておりませんので、後ほど調べてまたお答えしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

確かに、税法、非常にわかりにくい内容になっております。

今回、この農地法の改正による号ずれということになっておりますが、農地法の中で、従来何本か項目があったうちの一つが整理をされて、1号、2号という条例のあれがありますね。その何号かが削除になったのかどうかわかりませんが、そういうことで、農地法自体が条文が短縮された関係で、この適用していた引用の部分がずれてくるということで、いわゆ

る固定資産税の納税義務者等にそのことによって影響があるかという点、全然それは何も関係ないと。農地法自体の改正の内容で、いわゆるそれを適用する場合の条文の、わかりにくいですが、号がずれてくるということで、税法の改正の中では全然農地法が変わったことについては影響はないというふうに理解をしていただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ますますわかりませんが、私も農地法の改正についてはまだ十分には理解できていない部分もありますが、これまでと違って大きく状況が変わってくるわけで、そういうもろもろがあってこそ、内容はわかりませんが、こういうのが出てくるんだろうと思います。何もなくて、ただ変えるということじゃないと思いますね。どこかが変更される、いろんな問題があって変わるだろうと思います。そういうことなら、ただ単にそういうことで条例改正しますからということで提案をされても、本当に内容的にわからないで私たちがイエスかノーかという、このことはどうも私は納得いきません。もう少し。

例えば、この説明書を見ますと、ほとんどのところに何条何項の引用条文の改正に伴うものだという説明がなされておりますが、じゃ、それがどうなっていくのかと中身を知らんで、私はこれに対する態度表明ができるかと非常に迷っています。このことでいろいろ言ってもそういうことだけしかお答えないと思いますからね。

それでは、全体的に質問しましょう、もういろいろ要りませんが。

今回、この税条例が改正されることによって、市民の人たちに与える影響というのはどうなのか。先ほどあったように、例えば、土地、農地法の改正に伴う問題では、農家の人には関係は直接ないんだというお答えですがね。ほかの部分でどういう形での影響が出てくるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

先ほどの説明と重複する面がございますが、今回の改正の市民の方に対する一番の影響は、個人の住民税から住宅ローン特別控除が受けられるようになったということでございます。

この制度の創設の背景には、平成19年に国から町への税源移譲がなされております。それで、今までの住宅ローンの特別控除の申請につきましては、所得税を納めている方が、申告によって税金控除を受けられるという制度がございました。それで、どうしても税額控除の範囲が税源移譲によって所得税だけでは賅い切れないという現状が発生をいたしております。そういったことから、21年の住宅ローンの控除から住民税のほうからも住宅取得控除が受け

られるということで、2段構えの制度になったわけでございます。その分が今回の税制改正の目玉でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ということになりますと、そのことによって市に入ってくる税額の影響はどれくらいになるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

いわゆる建物の新築、増改築に伴う、固定資産税については、毎年税務課のほうで評価した額によって1.5%の税率で固定資産税が入ってくるわけでございますが、今回のこの住宅ローン特別控除につきましては、逆に、家をつくられた方に対して税金控除をする部分でございますので、国と、それから市のほうで該当者の方に税額控除の適用をするということで、逆に金を払う状況になってまいります。

それで、先ほどの資料でも説明申し上げましたように、減収補てんにつきましては、国のほうから特例交付金で全額補てんをされるということになっております。それで、鹿島市の事例につきまして本年度の状況で申し上げたわけでございますが、21年度でその対象者が153名いらっしゃいます。それから、控除額の総額で5,128千円ということになっております。

以上が内容でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6．議案第50号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、引き続きまして、議案書の14ページをお開きください。

議案第50号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由でございますが、先ほど税務課長より説明がございましたように、地方税法の一部改正に伴い、改正する必要があるので、この案を提案するものでございます。

15ページから16ページはその改正条文でございます。

別冊の議案説明資料の16ページから18ページまでが新旧対照表の参考資料でございます。

それでは、本日配付をいたしました別冊資料の5ページをお開きください。これにより御説明をいたします。

今回の鹿島市国民健康保険税条例の改正は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税条例の附則に規定している課税の特例で関係している部分を改正するものでございます。

基本的には先ほどの議案第49号で、鹿島市税条例の一部を改正する条例と同一の内容でございまして、この税条例で算出された所得金額を国民健康保険税の算出に利用するものでございまして、鹿島市税条例等が地方税法の改正で変わった部分で、国民健康保険税条例に関係する部分をあわせて改正するものでございます。

主な改正点といたしましては、先ほどもありました上場株式等に係る課税の特例、長期譲渡所得に係る課税の特例、先物取引に係る課税の特例でございます。

そこに改正点を①から⑥まで抽出しております。この内容につきましては、先ほどの議案第49号で説明をいたしました内容の中で鹿島市国民健康保険税条例の関係する部分をまとめたものでございます。

内容につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

お尋ねをしますが、まず、今回、この改正に当たる市内の該当者の人が大体どれくらいの人数いらっしゃるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

今、その部分につきましてちょっと精査をしておりますが、今のところ具体的にまだ把握をしておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

把握がされていないということだったら、ちょっと後が言えないんですがね。それはそれとしまして、これは5月の臨時議会のときに、直接じゃないけど、これに関連するようなのがありましたよね。国保税条例のじゃないですが、それらのようなものでしょう。結局、今どれくらいいらっしゃるかわかりませんが、鹿島にも該当する人がいらっしゃるのかどうかも、今の状況では全くわからないわけですよ。ぜひ調べておいてもらいたいと思いますがね。

私の想像ですが、恐らくある程度の所得のある人たちが対象になると思うんですよ。それは鹿島で少々所得のあると言っても、今言うような大企業のそういうびっくりするような大きな所得の人はいらっしゃらないわけですけど、恐らくそういう人たちも見据えてのこういう条例改正になってきていると思うんですよ。

だから、今回の衆議院選挙の中では特にいろんなマニフェストなど出されて、それをどう実現するかということについては、財源づくりでいろいろ問題になったわけですよ。まさに私は、この内容はよくわからずに申しわけないですが、恐らくこういう大企業やら大金持ちの人たちの優遇税制というんですかね、そこが一番のですね、大きなこの中心じゃないかと思うんですよ。だから、私たちは、そういう余計取っていらっしゃる人たちからは余計ね、やっぱりそれに相応の税金を取るのが本来の姿だと私たちは常に主張しているわけですよ。

だから、今後、上もかわりまして、どういうふうに税制が変わっていくか、またいろいろあると思いますが、ただ言えるのは、民主党さんにしても自民党さんにしてもそういう大企業優遇のところメスが入られるというような状況じゃないというのはわかっていますから、これがどう変わっていくかは国民の世論になると思いますがね。そういう面で私は鹿島でどれくらいの該当者がいらっしゃるんですかねということをお尋ねしたわけですよ。だから、できれば、もっと私たち一般庶民の人たちの税制を安くするというような、やっぱりそれ相応の収入に応じた税制を進めていくべきだと思いますので、その辺の具体的なのを聞きましたが、御答弁がありませんので、もう後は言いませんが、一応私の意見だけ申し上げて終

わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第50号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第51号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、引き続きまして、議案書の17ページをお開きください。

議案第51号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由として、出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るため、当面の施策として出産育児一時金の金額を暫定的に引き上げる必要があるので、この案を提案するものでございます。

18ページは、条例の条文でございます。

説明資料は、19ページが新旧対照表となります。

中身につきましては、本日配付をいたしました資料の6ページをお開きください。

今回の出産育児一時金の制度改正の内容でございますが、出産育児一時金について、今、実質380千円、これは350千円プラス30千円でございますが、これを実質420千円、390千円プラス30千円に改正をするものでございます。このプラス30千円は、産科医療補償制度に加入している医療機関に加算されるものでございます。分娩に際し、重度の脳性まひ等が発生した場合、この30千円を負担することで、最高30,000千円まで補償することができるというふ

うになっています。

この出産育児一時金の増額にあわせて、医療機関へ直接支払制度を創設するものでございます。

直接支払制度と申しますのは、その出産費を、出産後、保護者じゃなくて市町村より真つすぐ医療機関へお支払いをするという、そういう制度を創設いたします。

このページの真ん中の欄ですが、出産育児金の推移について、そこに一覧表にまとめております。平成2年当時は100千円ということで、順次増額をなされまして、本年度、6番目ですね、平成21年1月にはこの350千円プラス30千円、補償制度の30千円の部分が増額された分でございます。今回の改正により390千円プラス30千円、実質40千円の増額ということになります。

出産育児一時金の増額の理由でございますが、全国的に出産に要する費用の実態を踏まえて決定をしたものでございます。全国平均で420千円、佐賀県平均で400千円の出産費用というふうになっております。

鹿島市の場合、国保の場合ですが、その6ページの末尾の部分ですが、20年、21年度を勘案してみますと、388,716円というのが鹿島市内の国保における出産費用の平均でございます。そういったことで、このたび390千円プラス30千円、実質420千円というふうに改正をされるものでございます。

この財源の内訳でございますが、7ページの上のほうをごらんください。

従来の380千円までの部分は、市が3分の2、保険料としての国保が3分の1を負担しておりました。このたび40千円が増額になりますが、そのうち直接支払制度を導入することを条件に、国が2分の1、残り3分の1が市、6分の1が国保ということになります。420千円全体で見ますと、市が267千円、国保が133千円、国が20千円という、そういった財源の負担割合というふうになっております。

このページの中ほどに、今までの出産のいろいろな補助制度等を一覧表にまとめた部分がございます。先ほども出産費資金の貸付条例の廃止のときに御紹介しましたが、2番目です。出産費の貸し付けは、平成17年12月から平成18年11月までは5件、19年度が6件ということですね、その後は貸付制度を利用した分がないということになります。

今後のことでございますが、この出産費の支払いの方法ですが、この出産育児一時金は直接医療機関に払うか、また保護者が直接もらうかは、それは保護者の出産をなさる方の自由ということですね、選ぶことができます。そういったことになります。

それで、この出産一時金の制度でございますが、例えば、これは上限、総額で420千円が支払われます。例えば、出産費が200千円で済んだ場合も、残りの部分は育児費用として出産者に支払われるということになります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ただいまの出産育児一時金について質問をさせていただきます。

今、課長のほうからいろいろる説明をお聞きしました。この制度は、女性が安心して子供を産み、育てられる国づくりをしなければいけないということで、以前にも妊婦健診の14回までの無料、また、今回、出産育児一時金が420千円にということで、政府・与党、特に公明党の推進によってこれが図られたこととございます。

そこでお尋ねいたしますが、今言われた中で、まず最初にお尋ねするのは、10月1日から420千円になりますけど、保険料が30千円、ここに説明された新しい6ページの中に、産科医療補償30千円加算ということで、これで420千円になるわけですよね。この30千円、加入されているか加入されていないかといういろいろ、ちょっと今課長のほうからありましたので、鹿島市、特にこの近隣の機関では全部加入されているんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

この制度につきましては、本年1月よりスタートをいたして、全国では99%の加入率と聞いております。佐賀県内、市内ではほぼ100%。待合室等に、今はこの制度に加入していますよという、そういった表示がなされております。また、出産の折にはそういった、この制度に対する説明もあるように聞いております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ほぼ100%加入されているということで答弁いただきました。

ここの6ページの下のほうに、鹿島市国保被保険者出産費用分布という中にありますけど、この中で、出産費用が420千円未満、また420千円以上ということで項目を掲げられております。その中で、この420千円未満が42件、420千円以上が5件ということでここに挙げられていますが、ここの一番下のほうに、最低費用は285,320円、最高費用は533,355円、平均が388,716円ということで今説明をされましたけど、これは要するに420千円以上を超えた件数が5件というんですけど、このことに関して内容はどのようになっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

この出産費用は保険の対象になりませんので、医療機関によっていろいろサービスがあります。やっぱり食事がよかったりとか、部屋が物すごくよかったりとか、いろんなサービスがある、そういったところは非常に高額な出産費用になっています。これはですね、やっぱり出産をなさる方が医療機関を選択なさいますので、そういったことで開きがあるのかと思います。

どういった部分で多いかというのは、ちょっと今のところ、私のほうでは全部は把握はしておりませんが、主にはいろいろなサービス、食事がいいとか、そういったものに付随するものではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

主にはサービスの面ということで今言われましたけれども、今、食事とか部屋、部屋でもいろいろいいものとか上質なものをとか求められる人もやっぱりおられると思うんですけども、これ、主にはと今言われましたけど、これだけですかね。やっぱり僕が心配するのは、医療の面で少し、余計かなりかかったことでここに来たと理解しているんですけど、これはまた別問題ですかね、別次元の問題ですかね。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

内容的には全部把握しておりませんが、当然いろいろな難産であったり、そういった部分での医療も当然この中には含まれております。

また、内訳につきましては、ちょっと詳しくは分析をしておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これ以上言いませんので。はい、わかりました。

最後ですけど、今後の制度利用方法ということで、今2通りを言われました、2点。退院時の直接支払制度を利用するか、自己資金で支払うかと、今2通り言われましたけれども、確認するとありますけど、これのことについてちょっとお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

これは出産費を支払われる場合に、医療機関で直接払いになさいますか、それとも自己負担で支払われますかという、そういった聞き方をします。それによって、もし直接払いにする場合は医療機関で委任状をいただくという、そこで確認をするという方法になります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

以前に、うちのとが出産した時分は、多分国保のほうで、とにかく現金でですね、役所に行ってもらわれた思いがあります。今回、このように2つに分けるといふことで。それで、何年か前からか制度が変わって、要するに現金直接お渡ししませんよといふことで、記憶は何年ごろで思い出せませんが、そういうふうにあっています。

その理由等もいろいろとあって、こういうふうにあつたんじゃないかと思いますが、今回このようにしてされるということですが、これに対する何かこう——僕は、思いとしては、医療機関に直接支払制度を利用するのが一番ベターじゃないかと思っているんですけども、これが何で2通りになったのか。これは国のほうで決められたからこうなったということですかね。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

出産育児一時金の増額の趣旨は、あくまでも出産をなさる方の利便性を図るといふ趣旨もございまして。それで、今回この40千円を増額するに当たって、国が2分の1を支援します。この2分の1の支援の条件がですね、直接支払制度を導入するということになっております。それに関しては、鹿島市としても問題はないと思っておりますし、出産をなさる方の利便性も考慮しますので、直接支払制度を導入し、国の助成を受けたいといふふうには思っておりますが、そういった趣旨で直接支払制度の導入で、本人さんの御希望により、本人が自己負担で医療機関に払うこともできると、そういった二本立てにしたいといふふうには思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

最後に要望ですが、これはですね、今、提案理由の中に掲げられているとおり、「出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るための当面の施策として」と

いうことで挙げられております。

僕は今回も申しましたが、要するに、最低費用、また平均で380千円幾らになりますよと今言われけれども、やっぱりこれは、平均的にと言ったらあれですけども、今、最高費用が530千円もかかるという中で、要するに、主なサービス等をですね、それは食事とか部屋の充実とかそういうことも言われましたけれども、最高的には、僕は今思っているのは500千円近くぐらいかかるんじゃないかと思っています。そういう中で、今後ともそういうふう

に充実した出産ができるように、そういう面で一生懸命今から要望していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの案件で、今回、お産をした後、直接払っていただけるということで安心な部分がありますが、実は、これまで貸付制度というのがあったわけですね。これも本来は出産費用に全部行くわけですが、やっぱりお産の前のいろんな準備なんかがね、特に初めての人たちなんかというのは要るわけで、そういうのに利用できるといういい面もあったわけですね。

今、妊婦健診というのは大分やりやすく、無料化が進んできておりますけど、それはそれとして、今回はお産費用として直接やられるということになりますので、例えば、前もってどうしても資金が必要なときに、そういうのには利用できなくなるわけですね。やっぱり子供たちを産みたいと思っても、まず、産むためにそれまでの費用とかお産費用とかがいろいろ問題になって子供を産めないという人が多いわけですがね。そういう面からいきますと、この貸付制度がなくなったことで、そういうところに支障が出てくるところもある心配もあるわけですね。19年度では全く利用されておりませんがね。だから、そういうのに対する何らかの配慮が必要じゃないかなという気がするんですよ、準備なんかのね。そういうのはお考えになっておりませんかでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

本日お配りしました資料の7ページに、先ほど若干御紹介しましたように、状況を載せております。

2番目の出産費資金貸し付けでございますが、その下に、受取代理制度というのが19年度からスタートをして、今度の直接払いと若干似た部分はございますが、その制度が始まりま

して、出産費の資金貸し付けがゼロになったという、そういった状況もございますので、議員言われますように、確かに準備資金等のその辺の手当も必要かと思いますが、こういった貸付資金の貸付状況を見ながら判断をいたした結果です。今までの実績から言えば、ちょっと廃止してもそれほど問題はないんじゃないかなろうかということで考えています。

また、準備資金等の貸し付け等については、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

例えば、今回も直接払いと自己資金で支払うということがありますので、そういうところで今までのような対応ができるような制度をしておけば、確かに20年度は実績なかったかもわかりませんが、今の状況の中で、特に少子化対策で子供をふやさんといかん、人口ふやさんといかんという中で、やっぱりより利用しやすいような、そういうのは私はやっぱり、せっかくこういうのがあるわけですし、その面からいけば、利用されなかったといっても、制度的にその面では後退ですよ。だから、このことでできないなら市が独自でやるとか、例えば、何らかの方法の、例えば、社協なんかは貸付金などもありますが、あれもいろいろ一般貸し付けにしても手間がかかりますから簡単にいきませんが、例えば、そういうためなら簡単にいきますよとか、そういうものもやっぱりこれから考えていって、より皆さんが利用しやすい、子供を産もうかと思えるような、そういう状況を私はやっぱり一つ一つ確立していく必要があるんじゃないかと思いますがね、この辺は市長いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原充彦君）

実際の出産にかかる前の段階のは、前回でしたか、前々回に健診等がありますね。これはもう大幅に10回ぐらいふやしていますので、そういうものでもですね、今おっしゃるような意味というのは補完をしているというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もうお答えは出てこないと思いますが、少子化対策その他、字面でいろいろ叫びはしても、具体的な問題が解決していかないと、それが本当に生きたものにならないと思いますので、今の段階ではそういうお答えはないと思いますが、ぜひそういう方向で、今後またさらに考えて、制度化が実現することを願って終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 議案第53号 財産の取得についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

議案第53号 財産の取得につきまして御説明申し上げます。

議案書は20ページから21ページでございます。

この財産の取得につきまして、物品等取得の目的でございますが、学校給食用焼き物機、揚げ物機、フードスライサー、プレハブ庫用冷蔵冷凍機器及び牛乳保冷庫の老朽化による買いかえでございます。

契約総額が、消費税込みで、20,746,950円でございます。

内訳につきましては、議案説明資料の22ページをごらんいただきたいと思います。入札区分ごとに分類して記載をしております。

契約の方法といたしましては、焼き物機、揚げ物機及びフードスライサーにつきましては13社。このうち市内業者が3社含まれております。それから、プレハブ庫用冷蔵冷凍機器及び牛乳保冷機につきましては、市内業者5社による指名競争入札による契約方法をとらせていただきました。

契約の相手方は、焼き物機につきましては、佐賀市鍋島町大字八戸1351番地2、株式会社フジマック佐賀営業所所長、渡辺 誠。揚げ物機につきましては、長崎市古賀町1007番地1、株式会社アイホー長崎営業所所長、伊藤隆男。フードスライサーにつきましては、長崎市千歳町21番1号、株式会社マルゼン長崎営業所所長、伊藤幸徳。プレハブ庫用冷蔵冷凍機器及

び牛乳保冷库につきましては、鹿島市大字井手40番地、株式会社岡田電機代表取締役、橋口鹿夫の以上4社でございます。

納入期限は、焼き物機及び揚げ物機は平成21年12月28日まで、フードスライサー、プレハブ庫用冷蔵冷凍機器及び牛乳保冷機は平成21年10月30日までとして、平成21年7月30日に仮契約をさせていただいております。

この契約書の中に、この契約は議会の議決を要する契約であり、議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議会の議決を得た日時をもって本契約の効力を生ずるという条文を入れて契約をさせていただいております。

提案理由といたしましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

以上で説明は終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第53号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明15日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時16分 散会